

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指し、
「水道法の一部を改正する法律」が10月1日に施行されることに伴い、
指定の有効期間が**従来の無期限から5年間**となります。

● 9月30日以降に指定を受けている工事事業者の皆様

→指定を受けた期日により、初回更新までの有効期間が異なります。
(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新については、対象の工事事業者様宛に、事前にダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

● 指定更新の要件は水道法第25条の3 (指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

● 更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)
- ・機械器具調書(別紙)
- ・水道法第25条の3第1項第3号イからエまでのいずれにも該当しない者である誓約書(様式第2号)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)及びその者が当該事業所に所属していることを証明する書類

<問合せ先>黒部市上下水道経営課
TEL:0765-54-2666(直通)